

貝塚市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

貝塚市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（関西第一支店取扱い：以下「乙」という。）は、包括的な連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に連携及び協力し、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、地域の課題解決や地域の活性化、市民サービスの向上等を実現させることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力する。

- （1）健康増進・食育に関すること。
- （2）スポーツ振興に関すること。
- （3）防災・減災対策等地域の安全・安心に関すること。
- （4）その他、両者が協議し、必要と認めること。

2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲乙協議の上、別途定める。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に漏らしてはならず、また、本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の効力が失われた後も存続するものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに甲乙いずれから本協定に関し特段の意思表示がないときは、更に1年間更新し、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年6月3日

甲：大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号

貝塚市

貝塚市長

酒井 了

乙：大阪市北区中之島六丁目2番40号中之島インテス14F

大塚製薬株式会社 関西第一支店

支店長

飯間 真